

○後藤守議長 次， 22番宇野隆子議員の発言を許します。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づきまして一般質問を行います。現在，国に対して国民，市民の怒り，不安の声が噴出しております。私はそうした市民の声を代弁して発言をしていきたいと思っております。

安倍内閣が進めている集団的自衛権の行使容認に対する国民的な批判が急速に広がっています。生涯派遣，正社員ゼロ社会に道を開く「労働者派遣法」大改悪に対して，既に197の地方議会で反対の意見書が可決されています。要支援者向けのサービス切り捨てを初め，医療・介護に大なたを振るう「医療・介護綜合法案」に対して210の地方議会で反対，批判，強い懸念をあらわす意見書が可決されています。また原発では，原発を重要なベースロード電源とするエネルギー基本計画と原発再稼働に対して，6割前後の国民が反対を表明しています。安倍政権は一定の内閣支持率を維持しているように見えますが，この政権が進めている一つ一つの政策について見るならば，そのどれに対しても国民の多数が反対の声を突き付けていることは明らかです。

安倍晋三政権が4月1日に消費税率を8%に引き上げて2カ月が過ぎました。増税で多くの国民が負担が重くなったと訴え，10%への増税には6割を超える国民が反対しています。増税が国民の消費を冷え込ませ，商店街や中小企業に重い負担を与えております。政府が発表した各種調査結果では，小売店の販売額や家計支出額が軒並み減少，想定内どころか駆け込み需要の反動減によって景気が悪化しています。経済産業省が発表した4月の商業販売額は，前年同月比3.9%減，中でも小売業は4.4%減となりました。1997年，消費税を3%から5%に引き上げたときは3.8%ですから，前回よりも落ち込みが大きくなっております。

物価も上がっています。生鮮食品を除く全国消費者物価指数は，消費税が増税された4月は前年同月比3.2%上昇，バブル崩壊後最大の上げ幅になりました。一方で，国民の賃金は増えておりません。4月の勤労者世帯の実収入は7.1%減，非正規雇用も57万人も増えております。ふところぐあい暖まらない中での消費税増税によって，国民は支出を切り詰めています。

揺りかごから墓場まで生きることに税金を課す消費税は，国民，中でも高齢者，低所得者に大きな負担となっております。来年10月に10%に増税になったら，これは火を見るより明らかなことです。大変なことです。

私はこの間，市民アンケートを実施してまいりました。「最近の暮らしについてどうですか」という質問で，7割の市民が苦しくなったと回答しています。そしてその原因は，年金が減った20%を初め，物価上昇，公共料金増，医療費増，給料の削減となっております。今の経済状況が市民にも大きな影響を及ぼしております。このような市民生活の現状を踏まえまして，私は住民の命と暮らし最優先の立場から質問を行ってまいります。

最初に，東海第二原発再稼働問題について伺います。

原発問題につきましては，これまでも市長に覚書の締結のときや安全審査申請のときなどに申し入れを行い，懇談などもしてまいりました。また，市民団体の皆さんと申し入れを行い，そのときも懇談をし，そして全員協議会の中でも市長からこれまでの経過等々については伺っており

ます。今回5月20日に原電が安全審査を規制委員会に提出したということを踏まえまして、これまで私が質問した中で少しまとめてもう一度お伺いしたいと思ひまして取り上げましたので、よろしくお願ひいたします。

1点は、安全審査の申請についてです。本市を含む11市町村と日本原子力発電が3月5日、東海第二発電所の安全確保に関する覚書を締結しました。覚書締結からわずか2日後の3月7日、日本原電は茨城県に対して国への安全審査申請の準備状況を説明し、日本原子力発電は5月20日、東海第二原発の再稼働に向け、新規制基準への適合性審査を原子力規制委員会に申請をいたしました。この5月20日は申請をした日ですけれども、私はこのとき午前中は東海村におりまして、東海村の座長である山田修村長との懇談会を行っておりました。その午後に了承を得て申請したというような通報がありまして少し驚いたところです。

覚書には再稼働に直結しないとありますが、新聞各紙でも「再稼働に向けた安全審査の申請」と報道され、日本原電も安全審査の申請は再稼働に向けたステップだと認めています。私は新規制基準への適合性審査を再稼働と一体のものであると、これまでも主張してまいりましたが、市長の安全審査の申請に対するお考えを伺います。

2点目に、新規制基準の見解について伺います。安倍政権が原発ゼロを求める多数の国民世論を無視して、エネルギー基本計画で、「原子力規制委員会が安全審査で新規制基準に適合していると認めた原発は再稼働を進める」と明記しました。しかし、福島原発の地震や津波による破壊の程度も不明、事故原因も究明されておらず、汚染水は際限なく漏れ出しております。そういうもとで作られた新規制基準は、原発周辺住民の避難計画が、アメリカ原子力規制委員会では規制基準に含まれているのに日本では含まれていないなどの問題も指摘されております。市長の新規制基準についてのお考えを伺います。

3点目に避難計画についてです。避難先や避難方法、ルートなどの具体的な避難計画の内容や進捗状況などについて、県からどのような説明がされているのか伺いたいと思います。県がどのようなところがネックになって策定が進まないでいるのか、そのような内容についても伺いたいと思います。

4点目は再稼働中止・廃炉を求めることについてです。先ほども申しました私が行った市民アンケートでは、70%の市民の方が東海第二原発の再稼働反対、廃炉を望んでおります。福島原発事故の経験から廃炉しかない、避難が困難、住めなくなってしまう、自然エネルギーに切りかえるべき、次世代に危険な遺産を残すべきではない、こうした多数の意見がありました。

3月9日の茨城新聞の論説でも、地震動や防潮堤の高さについて、福島原発を襲った地震と津波のレベルに備えればよいという根拠はないと指摘をしております。経営のために老朽原発を再稼働させ、市民の暮らしや自治体を危険にさらしていいわけはありません。電力不足は起きておりません。日本原電の使命は、福島原発汚染水対策への援助や原発廃炉技術の研究にこそ果たすべき役割があると思います。再稼働中止・廃炉を求めることについて市長のお考えを伺います。

2番目に、介護保険制度の改正について伺います。この改正というのは括弧付きの改正です。

安倍晋三内閣提出の「地域医療・介護総合確保推進法案」——「医療・介護総合法案」と言っ

ておりますけれども、この参院審議が始まりました。法案についての誤った説明文書を配布するという厚生労働省の前代未聞の大失態によって、当初より10日以上遅れの異例の審議入りとなりました。介護保険では、徹底した介護給付の削減とさらなる自己負担強化を進めようとしております。全くこれは住民にとっていいことではない改悪法案です。

この改悪法に対する地方議会からの異議申し立て意見書は210にも達しました。ほとんどの意見書は、市町村によって介護サービスの質に大きな差がついて不均衡になり、社会保障の公平性が維持できなくなることへの懸念を証明しております。一定所得以上の人の介護サービス利用料を1割から2割負担にすること、これも住民のサービス利用を抑制して症状の悪化につながることへの問題を挙げ、その弊害を強く警告するものも少なくありませんでした。特別養護老人ホームへの入所基準をこれまで要介護1から入所できたものを、今度は要介護3以上に限定すると、このことについては、現場の実態とかけ離れていると撤回を求める意見書が目立ちました。そこで、政府の介護保険制度改定に対する市の認識や現状、対応などについて質問いたします。

1点目は、要介護1、要介護2の人たちが介護給付から外される、保険給付の対象にならないと、これは本当に大きな問題ですけれども、この対応についてです。要支援の高齢者が利用する訪問介護と通所介護の2つを国の責任で行う介護保険給付から外して市町村の地域支援事業に移行することです。政府はこれまで介護事業所に委託していたこの2つのサービスを民間企業やNPO、ボランティアに委ね、例えば食事はお弁当の配食業者、お掃除はハウスクリーニング業者、ごみ出しは地域のボランティアという安上がりの支援事業を可能としております。これではヘルパーを初め、専門職がかかわることで介護状態を悪化させないという予防の観点が抜け落ちてしまいます。適切な介護と生活環境が崩されると心身が衰えて介護度が重くなるということ、これは3・11震災後の福島県など、被災地の深刻な現状を見れば明らかなことです。要支援者へのサービスをこれまでどおり継続できるのか、どのような課題があるのか、1点目に伺います。

2点目は、特別養護老人ホームの入所対象外となる要介護1と要介護2への対応について伺います。これまでは要介護1以上から入所できていたのを原則要介護3以上に制限するという法案です。現在、本市では、西山苑を初めとする6施設の特養ホームの入所者数は416人と伺っております。要介護1、2の高齢者はどのぐらいいらっしゃるのか。経過措置はあると思いますが、退所を迫られるということはないのか、入所対象外となる要介護1と2への対応について伺います。

3点目です。介護保険への2割負担導入についてのご見解を伺います。

4点目は、「地域医療・介護総合確保推進法案」に対するご見解について伺います。

3番目に、国民健康保険税の引き下げについて伺います。

全ての人に保険医療を公的に保障する国民皆保険として始まった国民健康保険制度が、今日では保険税が高過ぎて払い切れない大きな負担となっています。また、滞納者への制裁としての保険証取り上げなど深刻な状態になっております。不況や労働環境の悪化などで貧困と格差が広がってきている中で、その矛盾の溝は深まるばかりと言わなければなりません。今消費税の増税、物価の上昇、年金の引き下げ、医療費の負担増など、ますます暮らしが大変になっており、払い

たくても払えないのが現状です。私が行った市民アンケートでも70%の市民が高過ぎると回答しております。そこで、まず1点目として、このような市民の現状をどのように認識されているのか伺います。

2点目として、国保税の引き下げを求めることについて伺います。国民健康保険の単年度決算で申し上げれば黒字会計となっております。2011年は歳入歳出差引額で3億2,200万円、2012年は6億5,000万円となっております。国保加入世帯が約8,700世帯、これは全世帯数の43%の加入率です。一般会計からのその他の繰り入れもされておりますが、国保加入世帯の負担を軽減するための国保税の引き下げを求めます。ご見解を伺います。

4番目に、高校卒業までの医療費助成についてお伺いいたします。

本市の子育て支援、少子化対策における市独自の各種の事業は、子育て家庭にとって大きな支援となっております。その中でも特に子ども医療費無料化への助成は、子どもはいつ病気になるかわからない、そんなとき医療費の助成は助かっている、安心できると喜ばれています。県内では中学生までの子どもの医療費助成を31市町村行っており、44市町村の70%を超えたところで実施しております。県内の市町村で2番目に本市では実施してきております。

前回の定例会の私の質問で、高校卒業までの医療費助成を求めてきました。県の動向や財政を勘案して検討する、このような答弁がありました。今議会に提案されております議案で、医療福祉費支給に係る茨城県の小児の受給資格要件が改正されて、小学3年生までだった対象年齢が中学3年生まで拡大され、中学生は入院のみとなりました。施行は10月1日となっております。こうした県の助成拡大を受けて、本市で高校卒業までの医療費助成、対象年齢引き上げでさらなる子育て支援に取り組んでほしいと思っておりますが、ご所見を伺います。

5番目に通学路の整備・安全確保について伺います。

通学路では、各小中学校の先生方やPTAの皆さんが子どもたちを安全に学校へ通わせるために気を配り、朝には黄色の旗を持ったお母さん、お父さんが子どもたちを元気に送り出している姿を見かけます。また、下校時にはボランティアの方が随行し、子どもたちの安全を守っております。行政としても子どもたちが安心して通学できるように、道路整備や標識の設置などが行われております。通学路の安全対策は、子どもたちの登下校に欠かすことはできません。事故や危険から子どもたちを守るためにふだんから取り組むべき課題です。

子どもが独自に実施したアンケートでは、住んでおられる周りの環境、整備で不便に感じていること、改善してほしいこと、この欄には多くの要望が寄せられました。その中で通学道路、生活道路が狭い、信号機やカーブミラー、標識等がないので危険、防犯灯がなくて暗くて危険だ、側溝にふたがないので危険、側溝のふたの穴を子どもの足が入らないものにしてほしい、こうした要望が地図入りで具体的に記入してありました。そこで2点について伺います。

各地区の町会長を通じて提出されております要望書の件数が、年間300件ほどになると伺っております。2013年度の状況について、その件数と解決件数、主な整備の内容を伺います。具体的な改善要望箇所が、懸案の谷河原駅踏切や進徳幼稚園下の道路など、市民がふだん不安になっている危険箇所など多数挙げられております。後日まとめて要望書も出したいと思っております。

ます。

2点目として伺うのは、佐竹高校前の交差点の安全確保についてです。佐竹高校前は入り口が2カ所ありまして、山吹運動公園のほうから来る道路、それから磯部から来る道路、そして総合福祉会館から来る交差点のところ、それからもう一つ、駐車場が設置されておりますけれども、そこもありまして非常に見通しが悪いと。特に運転される方も朝が本当に危なくて困ると。アンケートの中でも、600人近い学生が通学しており、これまで陳情したのに一向に信号機が設置されない、事故が起きてからでは遅い、こうしたコメントもあったわけです。歩行者だけでなく車で通行する人からも佐竹高校前の通学路に対しては不安の声が寄せられておりますけれども、この点について状況、対策等を伺いたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○後藤守議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発の再稼働問題についてのご質問にお答えを申し上げます。これまで宇野議員のご発言にもありましたように、いろいろな懇談の場で考え方はお伝えしてきたところではありますが、改めましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、5月20日に提出されました安全審査申請についてでございますが、4月17日の原子力所在地首長懇談会及び県央地域の首長懇話会の合同会議におきまして、関係11市町村の首長の意見を集約して申し入れを行いましたところ、原電から前向きな回答を得ましたことから、懇談会及び懇話会において申請に対する承認をしたところでございます。

申し入れをしました内容でございますが、安全審査申請は再稼働に直結するものではないこと、これが大前提でございます。2つ目として安全協定の早期見直し、3つ目が、事業者として説明責任を果たすべく住民等への情報提供をすること、4つ目として審査状況の情報提供、5点目が、使用済み燃料の安全対策の積極的な対応ということの申し入れをいたしました。

原発の施設につきましては、その稼働のいかんにかかわらず、使用済みを含む多くの燃料が保管されておりますことから、国の基準に基づいて安全対策の有効性のチェックを受けることは必要であると考えたところでございます。

なお、安全審査につきましては、原電との覚書や今回の申し入れにもありますとおり、原電の再稼働とは別であるという考えでございます。

次に、原電の安全審査申請を踏まえた新規制基準についての見解でございますが、新規制基準につきましては、福島原発の事故を踏まえた見直しと、世界で最も厳しい水準の規制基準と言われておりますことから、安全対策としてこの基準に適合するような対策計画をしてもらう必要があります。その審査状況につきまして注視していくものであります。

個人的な見解ということではありますが、今後地域首長懇談会等々で議論を尽くしてまいりたいと思っておりますが、先ほど議員ご指摘のように避難計画等が入っていないこと、全体を見たときにハード面の安全規制基準が中心となっていて、ソフト面についてはもっと必要なのではないかとというのが私の個人的な見解でございます。

次に、避難計画についてでございますが、現在県におきまして、県内及び隣接県における避難先の調整のほか、避難所の開設・運営、避難時のスクリーニング、避難者の輸送手段について県と調整を行っているところでありますので、策定につきましては県と連携して行っていきたいと考えております。

これがなかなか進まないネックになっているのは何かというご質問がございましたが、ただいま申し上げましたとおり、避難の範囲が非常に広いということ、対象の地域住民の人数が98万人にも及んでいるというようなことから、広域避難がどうしてもできるのかということが課題の1つでありますし、また、県内の避難所だけでは収容し切れない状況もございまして、隣接県の避難所等々の開設も必要になってくることから、今、隣接県との調整協議に時間を要していることがネックになっている理由でございます。

4点目の再稼働中止・廃炉についてでございますが、国のエネルギー基本計画における再生可能エネルギーなど、今後のエネルギー施策の動向もありますけれども、住民の安全の確保を最優先に、まずは安全協定の見直しが必要でありますし、さらに実効ある避難計画の策定ができるかどうかということが判断をしていく上での大きなポイントになると思っております。これらを見届けました上で判断をしてみたいと思っております。

○後藤守議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 まず初めに、「地域医療・介護総合確保推進法案」の問題についての要支援1と2が保険給付から外されることへの対応についてのご質問にお答えをいたします。

現在、要支援1、2の方は本市に437名、内訳を申し上げますと要支援1が176名、要支援2が261名でございますが、これらの方へのサービスの一部である訪問介護及び通所介護が、平成29年度までに段階的に市が行う地域支援事業に移行されることになります。

同じ介護保険制度内でのサービス提供であり、また、これまでの介護事業所による既存のサービスに加えまして、NPO、民間企業、市民ボランティア、さらには協同組合等々による多様なサービスの提供が可能となり、利用者が自分にふさわしいサービスを選択できるものとされておりますけれども、現在示されております改正案ではまだまだ内容に不透明な部分が多いため、今後国から示される指針等をもとに、今年度策定いたします第6期高齢者福祉計画の策定作業の中で、サービスの提供が円滑に推進できるよう十分留意をし検討を進めてまいります。

続きまして、特別養護老人ホーム入所対象外となる要介護1と2の方への対応についてのご質問にお答えをいたします。このたびの改正案で特別養護老人ホームの新規入所基準が、原則要介護3以上になることにつきましては、在宅での生活が困難な特に中度、重度の要介護者を支えることに重点を置いたサービス提供を目指すことによるものでございますけれども、現在入所されている要介護1、2の方、内訳を申し上げますと要介護1が10名、要介護2が41名の方々につきましては、入所見直しの対象としないものとされております。

また、新規申請のケースにつきましては、やむを得ない事情により入所以外の生活が著しく困難である場合は入所を認めるという特例要件の考え方が示されており、まだ国から具体的な適用

事例などは示されておりませんが、今後示される国からの指針等を踏まえて適切に周知等の対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、介護保険への2割負担導入の見解についてのご質問にお答えをいたします。介護保険制度の利用負担につきましては、介護保険制度創設以来、所得等にかかわらず介護サービス等にかかった費用の「1割」とされておりましたが、このたびの改正案では、一定の所得がある方については「2割」の負担をお願いすることになってございます。

改正案を説明する国から示された資料によりますと、一例といたしまして、単身で280万円以上、夫婦で359万円以上の年金収入がある方が2割の負担になるという例が示されておりますけれども、具体的な基準等につきましてはまだ示されていない状況でございます。これらの見直しにつきましては、介護保険制度の持続可能性を高めること、また、現役世代への過度の負担を避けるとともに、高齢者世代間の負担の公平化を図ることを目指したものであると理解をいたしております。

続きまして、「地域医療・介護総合確保推進法案」に対する見解についてのご質問にお答えをいたします。

このたびの改正は、平成37年度には、いわゆる団塊の世代が75歳以上を迎え、3人に1人が65歳以上となるといったことが予想されるという状況下において、ますます介護を必要とする高齢者が増加することに対して、サービス体制の整備を進めようとするもので、高齢者が住みなれた地域で生活が継続できるよう、介護や介護予防、さらには生活支援の充実を図るため、限られた介護資源を有効に活用し、必要なサービスを確保することを目指した改正であると理解をいたしております。

また、利用者負担につきましては、保険料の上昇をできるだけ抑えるため、所得や資産のある方の利用者負担を見直す一方、低所得者の保険料軽減割合を拡大するなど、費用負担の公平化を図ることも目指していると理解してございます。

続きまして、国民健康保険税の引き下げについてのご質問の中で、まず、高過ぎる払い切れない市民の現状認識についてのご質問にお答えをいたします。

本市の平成24年度における国保税の状況を申し上げますと、1人当たりの調定額が7万6,127円、1世帯当たりの調定額が13万5,572円という数値になってございます。これは県内44保険者の中でも42番目の低い数値となっております。

また、国保世帯の課税状況を申し上げますと、全体で8,711世帯ございますけれども、その世帯の約5割に当たる4,067世帯が国保税の軽減措置の対象世帯となっており、そのうち未納のある世帯は328世帯、約8%という状況になってございます。また、所得が200万円以下のいわゆる低所得者と言われる方、これは世帯全体の約72%、6,200世帯ほどございますけれども、これらの方の中で軽減の対象とならない世帯のうち、国保税に未納がある世帯につきましては406世帯ございますけれども、本年4月からの税制改正により5割軽減及び2割軽減に係る軽減判定の算定基準が引き上げられましたので、これらの引き上げに係りまして低所得者の軽減措置の適用範囲が拡大することになるものと考えてございます。これにより、これまでの軽

減対象世帯であった世帯も対象となることで、低所得者層の保険税負担の軽減が図られることとなりますけれども、それによりましては軽減の対象とならない方々に対しましては、引き続き納税相談等々により、分納等の納付計画をお願いしていくといったような対応を継続してまいりたいと考えております。

次に、国保税の引き下げについてですけれども、ご承知のように国保事業につきましては、運営に要する経費につきまして、国・県からの負担金及び支出金等を除き、原則として受益者である被保険者の方々からの納付いただく保険税で賄うことになってございます。

本市の国保税は、平成18年度より合併後の不均一課税から均一課税にした税制改正以来、税率改正は行っておりませんで、保険者としての経営努力により交付される特別調整交付金、それらを基金に積み立てること、あるいは市の一般会計からの繰り入れなどにより、継続して伸び続けている保険給付の支出等に対応すべく、国保財政の安定運営に努めているところでございます。

しかしながら近年の経済不況等々により、国保税の納付環境が年々厳しさを増している状況でありまして、被保険者に対する保険税の負担増を今後回避していくためにも、国保税決算期における剰余金につきましては、引き続き支払準備基金に積み立てを行い、一定水準の保有額を確保するとともに、保険給付費の増に対応する財源といたしまして、やはり継続して一般会計からの繰り入れを行うことにより、安定した財政運営を図ることが必要なことなどから、現状におきましては国保税の引き下げはできないものと考えております。

続きまして、高校生卒業までの医療費助成についてのご質問にお答えをいたします。

医療福祉費助成制度、いわゆるマル福制度につきましては、茨城県の制度として助成対象や年齢要件、所得制限など一定の基準が設けられておりますけれども、先ほどご発言にございましたように、本市におきましては県内市町村の中でもいち早く、平成21年度から年齢要件を小学3年生から中学3年生まで拡大し、さらに所得制限も撤廃することで市の単独事業としての制度の拡充を図ってきたところでございます。

そのような中、県制度が平成26年10月——今年の10月から、対象年齢を小学3年生から中学3年生へ拡大する改正が行われるわけでございますが、今回の改正では中学生は入院のみの対象となっております、さらに所得制限はかかったままという制度でございます。

ご質問の高校卒業までの医療費助成につきましては、現在県制度が行ってございますひとり親家庭、いわゆる母子・父子家庭への助成制度が18歳、いわゆる高校卒業までを対象としているところでもございますので、これら既存の制度との整合性、あるいは今後の子育て世帯への支援のあり方、さらには少子化・人口減少対策としての施策の効果、市の財政負担の問題等々、るる研究検証を行うことによって、今後の方向性等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 通学路の整備安全確保についての中の2013年度の状況について、要望書の件数、解決件数、主な整備内容についてお答えいたします。

本市における通学路の安全対策は、昨年度に市教育委員会、道路管理者、警察署、保護者代表、学校代表などで構成する通学路安全対策連絡協議会を設置し、従来よりも連携を一層強めた体制の中で通学路危険箇所を一元的に管理し、その改善を推進しておりますので、学校からの要望に限ってお答えさせていただきます。

通学路改善に対する要望は、毎年年度初めの時期に各学校の職員と保護者が合同で通学路の点検を行い、それを要望書として取りまとめ、教育委員会に提出していただいております。教育委員会は、提出された要望箇所の現場を確認した上で通学路危険箇所管理台帳にまとめ、8月ごろに常陸太田市通学路安全対策連絡協議会を開催し、個別の事案ごとに対応策について協議を行い、各所管の機関に改善対応をお願いしております。

昨年度、小中学校から提出された要望箇所の総数は、小学校45カ所、中学校25カ所の計70カ所でございます。通学路危険箇所につきましては、本来早急に完全な改修を行う必要がありますが、例えば歩道の設置要望があるものの、用地等の関係で抜本的な対応に時間がかかるものについては、当面の安全を確保するために歩道部分を緑色に着色したり、また、道路の中央部分に「学童注意」や「スクールゾーン」等の文字を大きく表示したりして、運転者の注意を喚起するなどの対策を講じております。

平成25年度の対応状況でございますが、小学校は改修済み7カ所、当面の安全を確保するための対策を講じたものが13カ所の計20カ所。中学校は改修済み4カ所、当面の安全を確保するための対策を講じたもの1カ所の計5カ所となっております。

具体的な整備の例を幾つかご紹介いたしますと、太田小学校の通学路である東三町板谷坂下交差点は歩行者用信号が設置されていませんでしたが、昨年8月に設置したところでございます。また、世矢小学校南側入り口付近の歩道は、このほど地権者のご協力をいただき拡幅が完了しております。山田小学校におきましては、学校西側を通る県道常陸太田烏山線の横断歩道を歩く児童の安全を確保するため、道路上に「学童注意」などの表示をし、運転者に学童に対する注意と減速を促す対策を講じました。中学校におきましては、亀作町の世矢公民館付近のT字路に横断歩道の設置要望がございましたが、昨年8月に設置が完了しております。

通学路の安全対策につきましては、引き続き常陸太田市通学路安全対策連絡協議会が一元的に管理推進し、児童生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 市民生活部長。

〔荻津一成市民生活部長 登壇〕

○荻津一成市民生活部長 通学路の整備・安全確保についての中佐竹高校前の交差点における安全確保についてのご質問にお答えいたします。

ご質問の交差点につきましては、高校生の登校及び下校の時間と重なる朝夕の交通量が多いため、当該生徒及び地域住民の安全確保と事故防止の観点から、信号機設置の要望書が当該学校関係者並びに地元町会長などから過去2度ほど本市に提出されており、その都度太田警察署に信号機設置の依頼をしたところでございますけれども、現在のところ設置は見送られている状況でございます。

このような中、昨年10月に県教育委員会主催による高等学校の通学路合同点検が行われ、この交差点も対象となりました。この通学路合同点検は、学校関係者、警察、道路管理者等が参加し、通学路の状況を合同で点検の上、その対策案を検討するために実施されたものでございますが、点検の結果、交差点に至るまでの道路がそれぞれカーブしており、道路構造上、現状での信号機の設置は困難であるとの見解が警察から示され現在に至っております。

要望しております信号機設置は実現されておきませんが、その他の安全確保の対策として警察と連携協議し、当該道路に係る従来からの法定速度を規制強化し、本年4月より時速40キロメートル制限の措置を行ってございます。また、道路面には交差点の存在や横断歩道、制限速度を示す予告路面標示を施すなど、ドライバーへの注意を促しているところでございます。

今後におきましても関係機関と連携の上、当該生徒及び地域住民の安全確保及び事故防止に努めてまいりたいと考えております。

○後藤守議長 宇野議員。

[22番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○22番（宇野隆子議員） 1点目の東海第二原発再稼働中止・廃炉の問題につきましては、4点質問させていただきまして、その中で市長からは安全協定の見直し、それから実効性のある避難計画と、これが大きな2つのポイントになるということでありましたけれども、やはり住民の暮らし、また財産等々を守っていくために、ぜひこの大事なポイントを貫いていってほしいと思います。

関西電力大飯原発3・4号機に対する運転再開の差し止めがありましたけれども、これは執行部、また議員の皆さんもご承知かと思いますが、関西電力大飯原発3・4号機の安全性が確保されていないと住民が再稼働の差し止めを求めている裁判で、福井地裁が住民側の訴えを認めて関西電力に運転再開の差し止めを命じるという、これは画期的な判決を言い渡したわけです。

判決は冒頭、「一たび深刻な事故が起これば、多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業にかかわる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められてしかるべきである」と、このように指摘をいたしました。判決で、人格権が侵害されるおそれがあるときは、その侵害行為の差し止めを請求できると断言したのは、大飯原発の運転に限らず、私は東海第二原発にとっても極めて重いものがあると思っております。

先ほど市長からも答弁がありましたように、東海第二原発は35年がたち老朽化が目立つ、そして昼間人口で約98万人の人たちが住んでいると、これは一たび過酷事故が起きたときに被曝しないで安全に避難できるかといったらこれは到底無理だと。ですから、私は実効性のある避難計画は到底立てられるわけがないと思っております。

そして全国一密集地域に施設がある東海第二原発ですから、やはり周辺住民の人格権を守る立場で再稼働は認めないと。できればそのまま廃炉へと私は求めたいと思います。これがやはり住民多数の声であるということを強く市長に受けとめていただきたい。そして市民は市長のそういった姿勢、原発に対する考えについては信頼と期待を寄せているわけです。今後、安全審査申請がどのように規制委員会から返ってくるかわかりませんが、ぜひ住民の

立場に沿って頑張っていたきたいと要望したいと思います。

2点目の介護保険制度の改正について伺いたいと思います。今回大きな改正があったわけです。介護保険創設当初「介護の社会化」と言われましたけれども、こういう理想も投げ捨てて住民に対してサービス切り捨て、重い負担を課せると、これは本当に制度上認められないと私は思います。

要支援1, 2の介護サービスから外された人は地域支援事業で行っていくということで、NPOとか民間事業所とか、そして市内のボランティアという答弁がありました。要支援1, 2の方は400名からの認定された方がいるわけですが、現在はホームヘルパーを中心に通所介護等々が行われていますが、これがそういう人たちにかわって市内のボランティア等の人たちが担っていくということは非常に問題ではないかと思えます。

衆議院の参考人質疑の中でも言われておりますけれども、要支援はあくまでも軽度者ではないんだと。その変化に気づき重症化を防ぐ、尊厳を持った自立した生き方を支援するヘルパーなどの専門的な役割、これが非常に質疑の中でも浮き彫りになって担い手は大切なことだと。ですから、そういう部分について私は非常に心配をするわけですが、これについてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

現段階で国等からいただいている情報では、ご答弁を申し上げたように、サービスを利用する皆さん方にとりましては選択肢が広がる。ですから、従来の事業所からのサービスを選択することも可能ですし、介護支援員等のコーディネートがありますけれども、現状の中ではご希望によって新たな選択肢が広がるというような捉え方をいたしてございますので、今の段階でサービス低下につながるというような認識は持ってございません。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番(宇野隆子議員) 選択肢が広がるということですが、そこに今度の法改正の問題があるわけです。ですから、ヘルパーさんの役割、専門的な知識を生かした対応というのは非常に大きいわけです。それをがらっと変えてしまうわけですから、その点は担当部署としてもしっかり見ておいてほしいと思うんです。やはり介護を受ける人が必要なときにこれまでどおり必要な介護が受けられると、私はやはり現行どおりにしていくべきだと、国に対してこういう法改正はやめろということをお願いすることも必要だと思っております。

そして国が丸投げするわけですから、これまでは負担金ということで国がお金を出していただけて今度は交付金で入ってくるわけです。これはいわゆる色がついていないからわからないわけです。そういう部分で市町村の介護保険に対する考え、どれだけ財政を入れるのかと、こういうことで大きく変わってくる、利用者負担も変わってくるわけです。そういう中では、やはり法改正をしっかりと見て、住民にこれまでどおりのサービスをきちんと続けられるような体制をしていくことが必要だと思えますけれども、今度の法改正によって、例えば市の職員が今までの

配置で大丈夫なのかどうか、それから財源の部分について伺いたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問につきましても、現状におきましては財源の問題、確かにご発言のように負担金が交付金になるということでございますけれども、負担の割合、考え方については、従来の構成枠組みを変えるものではないというようなことが示されておりますので、直接的に額面での影響は現状においては無いものと考えてございます。

また、体制の問題につきましては、当然市町村の地域支援事業という形になりますので、今後計画の見直し作業を進める中で、市の考え方を整理し、そのサービス提供体制に十分耐え得るだけの体制をどのように組んでいくのかは、いろいろ内部で議論し検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤守議長 宇野議員。

○22番（宇野隆子議員） 通学路の整備・安全確保についてですけれども、先ほどありましたように、小学校では要望書の中で45%が完全に完了している、整備されている。それから、当面の対処ということで45%。中学校においては25件のうち5件で25%ということです。これから台帳を作ってきてきちんとやっていくということですが、先ほども出されましたように、子どもの安全、それから市民の安全も含めてですが、そのためには教育長も優先的課題であるということですけれども、財政的には毎年毎年の安全整備において、財政は去年を100とすれば今年は120%とか、そういうことにはなっておりますか。財政の確保について伺います。

○後藤守議長 答弁を求めます。教育長。

○中原一博教育長 ただいまありました改修に係る経費の予算の要求であります。これは均一ということではなくて、今後優先順位を決めて、予算がかかるものについてはそれなりの要求をしてまいりたいと考えております。

○22番（宇野隆子議員） 時間がまいりました。ありがとうございました。